

処 分 基 準

平成19年8月8日作成

| | |
|-------------|---|
| 法 令 名 | 火薬類取締法 |
| 根 拠 条 項 | 第17条第3項 |
| 処 分 の 概 要 | 猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し |
| 原権者(委任先) | 神奈川県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め | 火薬類取締法 第17条第1項(譲渡又は譲受けの許可) 第50条の2第1項(猟銃用火薬類等の特則) |
| 処 分 基 準 | 譲渡し又は譲受けの許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡し又は譲受けに伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3024、3034 |
| 備 考 | |